

岩手県告示第780号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成29年10月27日から同年11月17日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

平成29年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 釜石市只越町三丁目9番13号
- (2) 名称 釜石市

2 埋立区域

- (1) 位置 釜石市箱崎町第13地割63番、65番1及び66番地先水面
- (2) 区域 桑ノ浜漁港内の復旧・復興補助基準点G42を基点とし、基点から82度37分15秒 209.424メートルの点を1点とし、1点から116度38分13秒 0.074メートルの点を2点とし、2点から35度20分35秒 15.681メートルの点を3点とし、3点から305度05分25秒 50.719メートルの点を4点とし、4点から214度51分05秒 16.666メートルの点を5点とし、5点から300度50分57秒 0.048メートルの点を6点とし、6点から211度59分39秒 1.754メートルの点を7点とし、7点から121度59分39秒 45.118メートルの点を8点とし、8点から31度59分39秒 3.100メートルの点を9点とし、9点から121度59分39秒 4.800メートルの点を10点とし、10点から211度59分39秒 3.100メートルの点を11点とし、1から11まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 848.95平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 3,639.45平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して90日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成32年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。